

令和2年7月3日

各種学生団体及び所属学生 各位

滝澤博胤(教育・学生支援担当理事、学友会副会長)

### 課外活動の一部再開について(通知)

国の方針である外出自粛の段階的緩和の目安により、全国の都道府県への移動自粛が解除されたこと等を踏まえ、本学では6月19日付で行動指針(BCP)レベルが1に引き下げられました。

これを受けて、7月10日(金)より、以下の表に沿って限定的・段階的に課外活動の再開を認めることとします。

なお、本通知及び添付資料の内容は、感染拡大状況等により変更されることがあります。その際は東北大学ホームページ等で随時通知しますので、今後も引き続き確認するようにしてください。

#### 限定的・段階的課外活動の再開ステップ

Step1	屋外施設での個人練習・活動のみ可
Step2	屋外施設での個人練習または少人数のグループによるパス練習等のみ可／屋内施設での個人練習・活動のみ可
Step3	(屋外施設は Step2と同様)／屋内施設での個人練習またはグループ練習・活動のみ可
Step4	屋外・屋内施設共に登録団体単位での活動も可

※グループ……登録団体に限らない集団を指す

いずれのステップにおいても、別紙1「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係る東北大学課外活動ガイドライン」の内容を遵守して活動を行ってください。また上記の表の内容について、詳しくは別紙2「ステップごとの活動内容に係る基本方針」を参考にしてください。

今のところ、Step3までの各段階については、感染拡大状況を見ながら原則4～6週間ごとを目安に変動させる予定です。Step4への移行時期については別途検討します。各ステップの移行について、前回のステップ移行から3週間後を目安に通知します。ただし、BCPレベルが2以上に引き上げられた場合は、その時点で再び活動停止となりますのでご注意ください。

また、活動再開にあたっていくつか注意事項がありますのでご確認ください。

#### <課外活動施設の利用について>

いずれの課外活動施設も、使用時間及び人数を制限して使用を許可します。また、施設利用の際はオンラインでの事前申請が必要になるほか、実際の活動開始・終了のタイミングで QR コードから専用のサイトにアクセスし、活動時間を記録する必要があります。これについては、各施設使用ルールで詳述します。

複数の団体で共有して使用する施設については、別紙3～別紙12のとおり施設使用ルールが定められています。各ステップで可能となる活動の内容は基本的に上記の表に基づいていますが、施設の特性等により一部例外もありますので、必ず施設ごとの使用ルールを熟読してください。

また、各団体で占有している施設(例:青葉山馬場)については、施設によって事情が大きく異なると考えられます。これらの施設については、必要に応じて別紙1～別紙12の記載を参考にし、使用団体ごとに各ステップでの活動内容や感染対策を作成し、学生支援課に提出するようにしてください。学生支援課及び学友会文化部長・体育部長が確認し、内容が認められたものから順次活動を認めます。

なお、講義期間中は放課後の C 棟教室の貸出を行っておりましたが、今後の使用については現在調整中です。決まり次第追って通知します。

#### <活動計画書の提出について>

Step4になると、Step3に比べて可能となる活動の内容が大幅に広がりますが、依然として感染のリスクは残っていると考えられることから、団体ごとに活動計画を作成し、学生支援課に提出してください。様式は別紙13のものを基本としますが、必要事項が記載されていれば団体独自の様式を使っても構いません。

その際、別紙1のガイドラインのほか、競技ごとに出されているガイドライン等があればそれも参考にしてください。このとき、参考にしたガイドラインの URL 等があればそれも計画書に記載してください。学生支援課及び学友会文化部長・体育部長が確認し、内容が認められたものから順次活動を認めます。活動計画書の提出時期については追って通知します。

#### <おわりに>

現在、厚生労働省から新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)が出ていますので、活動の際はこちらを利用してください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html))

学生の皆さんには今回のコロナ危機に続くニューノーマルの時代を見据え新しい課外活動の形を作っていくために、協力をお願いします。